

経営効率化について④

2023年4月11日（火）

第41回 料金制度専門会合
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい点について

- 本日は、前回会合（第29回・第35回・第39回）に引き続き、経営効率化について御議論いただきたい。
- 事務局では、7事業者の経営効率化の取組を、定量的に横比較するための方法などを検討した。
- 本日は、横比較の方法や、横比較の結果を踏まえた効率化係数の設定のあり方などについて、幅広く御議論いただきたい。

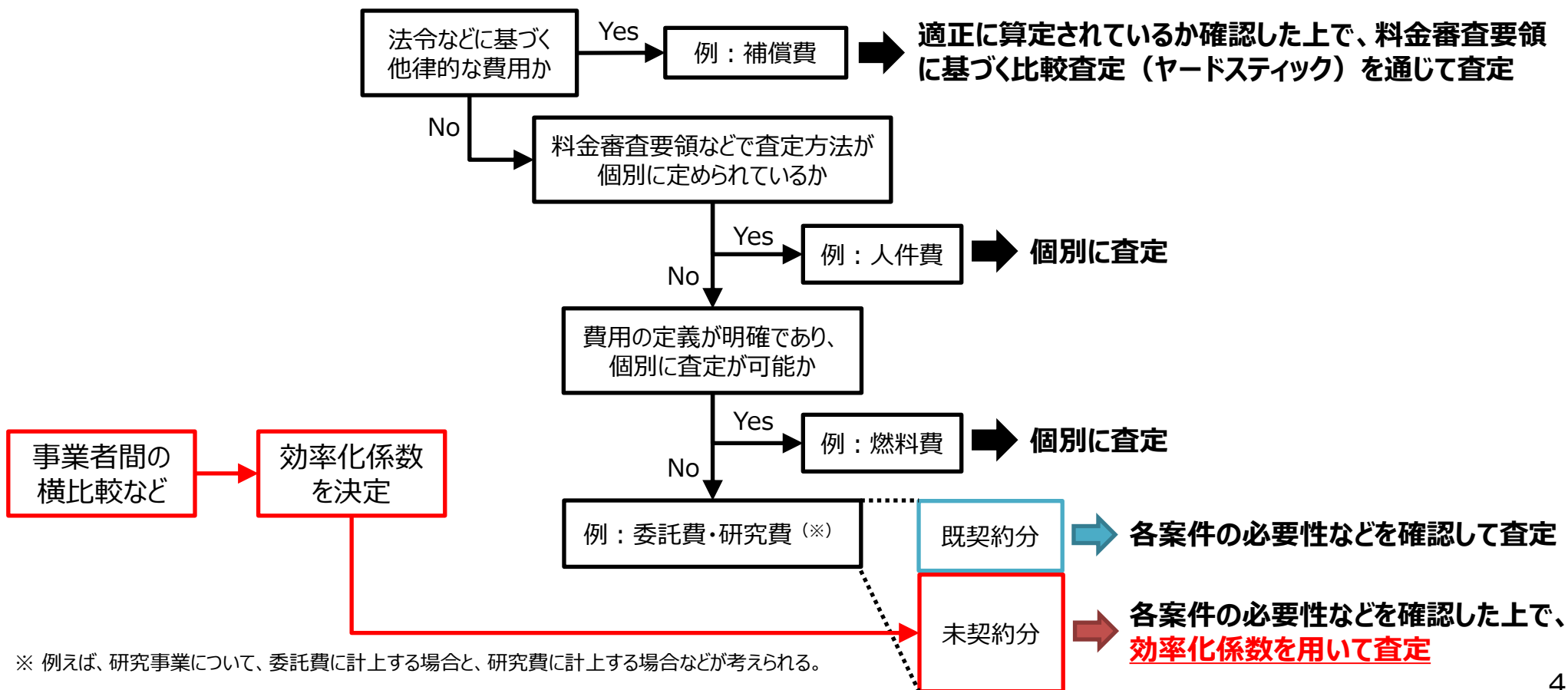
1. 横比較の方法

2. 効率化係数の設定方法

3. 個別の論点

横比較の目的（基本的な考え方）

- 2012～14年の料金改定審査では、2011年に「東京電力に関する経営・財務調査委員会」が、東京電力の資材・役務調達コストについて、**約10%の単価低減**を図ることが可能であると推定したことから、これを**ベンチマーク**とし、各事業者に対してコスト削減を求めた。
- 一方で、今回の料金改定審査では、上記と同様のベンチマークが存在しないため、**事業者間の横比較**などを通じて、各事業者の「**効率化の深掘りの余地**」を推定し、**効率化係数を決定**する。
- その上で、上記の効率化係数を用いて、基本的に、下図のフローに基づき査定する。



横比較の考え方①

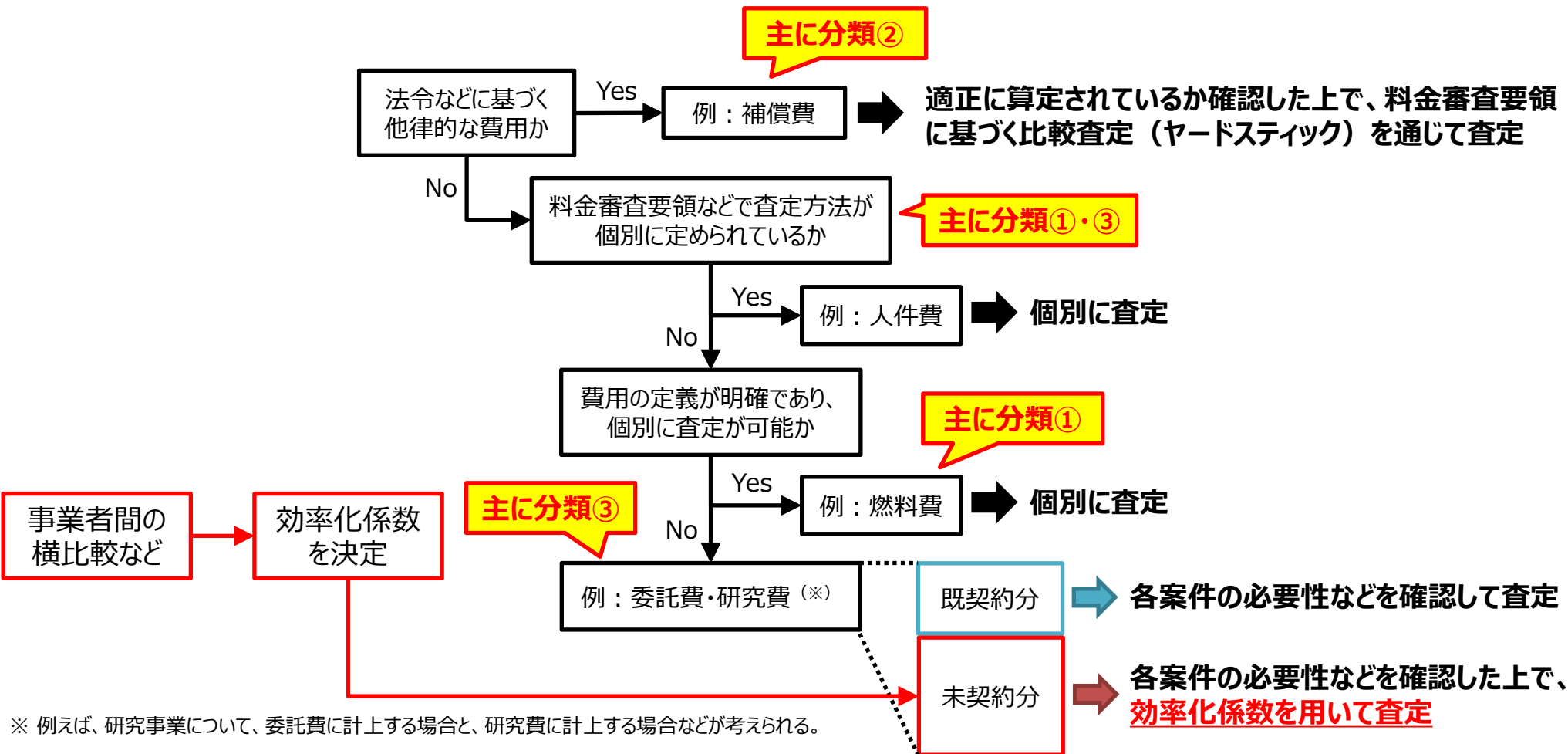
- 電気料金を構成する各費目は、以下のとおり、大きく3種類に分類することが出来る。
 - ①変動的な費目（例：燃料費）
 - ②固定的な費目のうち、法令・契約・外部要因等による制約を受ける費目（例：公租公課）
 - ③固定的な費目のうち、②を除いた費目（例：委託費、研究費）
- その上で、**①については**、燃料費や他社購入電源費などが該当するが、市場価格やそれを踏まえた調達状況などに大きく影響を受けるため、**他律的な要素が強い費目**である。また、**費目の定義が明確**であるため、**個別に必要性・効率性などを確認**することが可能である。
- 次に、**②については**、公租公課などが該当するが、**法令等に基づき費用計上**を行うものであるため、**他律的な要素が強い費目**である。また、**費目の定義が明確**であり、基本的に、**個別に必要性・効率性などを確認**することが可能である。
- 一方、**③については**、委託費や研究費などが該当するが、**事業者によって費目の定義が異なる場合がある**（※）とともに、一定程度、**自律的に効率化努力を織り込むことが可能**であるといった特徴がある。また、今回の料金改定申請は、燃料価格の高騰等に伴うものであるが、**③の費目は燃料価格等に直接影響を受けない**ため、各事業者における**効率化努力の推移**（外部要因を概ね除いた形で）**推定する際の尺度**として有効であると考えられる。

※ 例えば、研究事業について、委託費に計上する場合と、研究費に計上する場合などが考えられる。

【参考】電気料金を構成する各費目の分類

分類①	分類②	分類③
変動的な費目	固定的な費目のうち、 法令・契約・外部要因等による制約を受ける費目	固定的な費目のうち、 分類②を除いた費目
燃料費	公租公課	人件費（給料手当など）
廃棄物処理費	補償費	消耗品費
他社購入電源費	賃借料	委託費
他社販売電源料	損害保険料	修繕費
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	減価償却費
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	普及開発関係費
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	養成費
	特定放射性廃棄物処分費	研究費
	原子力発電施設解体費	諸費
	原子力廃止関連仮勘定償却費	固定資産除却費
	非化石証書購入費	建設分担関連費振替額（貸方）
	貸倒損	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
	電力費振替勘定（貸方）	開発費、同償却
	共有設備費等分担額、同（貸方）	
	株式交付費、同償却	
	社債発行費、同償却	
	電気事業報酬	

【参考】各費目の分類と査定フローとの基本的な関係



横比較の考え方②

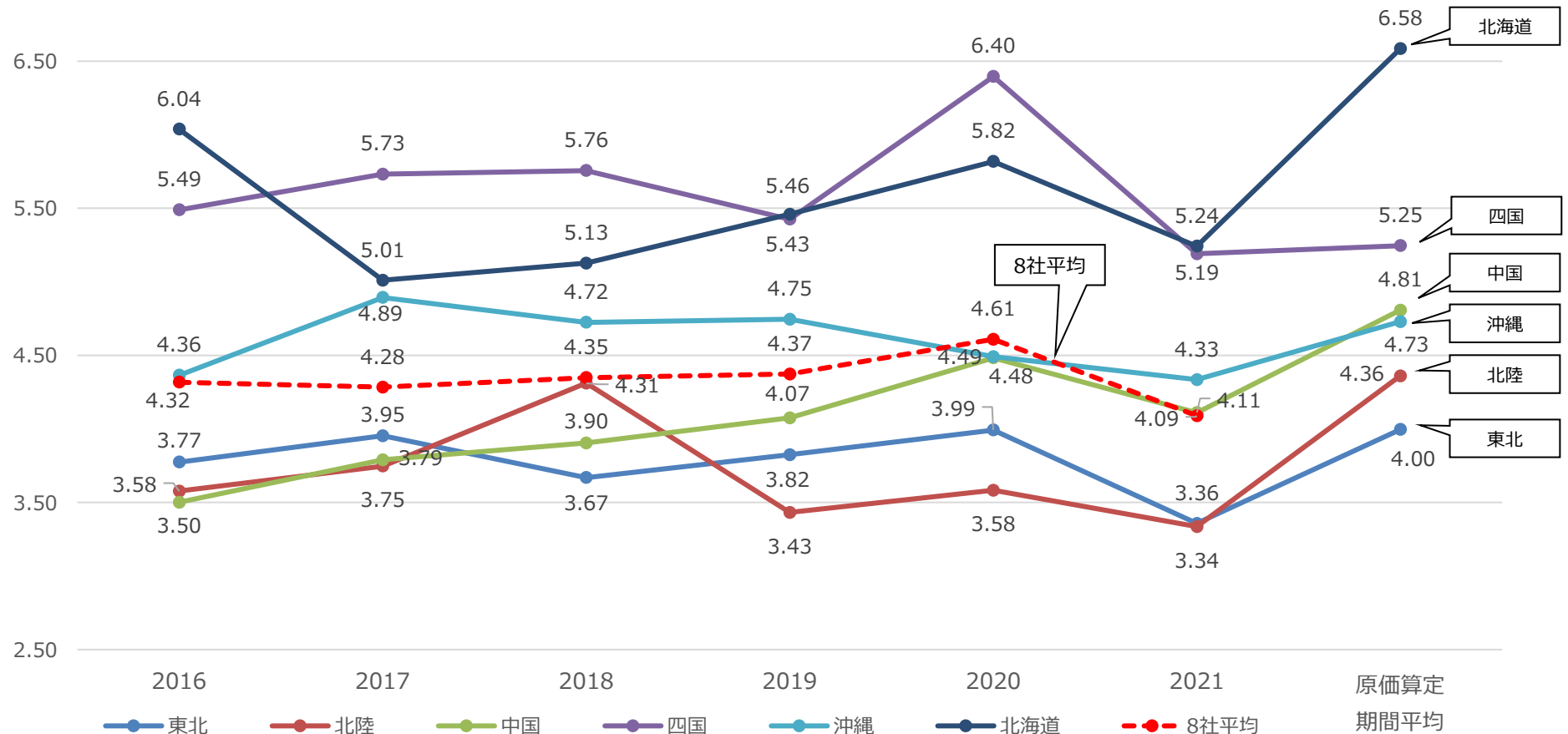
- 前述の分類③の費目について、効率性を検証するにあたり、コストドライバーが必ずしも明確でない場合（例：委託費・研究費・諸費）が存在する。さらに、費目間の関連（例：研究事業を、委託費と研究費のどちらに計上するか）もあるため、費目ごとではなく、分類③の費目の総額を用いて比較することが考えられる。
- これを踏まえ、分類③の費目の総額について、
 1. 発電部門（発電費）と販売部門（販売費）に分けた上で、
 2. 発電部門に係る費用は発電電力量で、販売部門に係る費用は販売電力量で除する、といった方法によって、横比較を行った。これにより、発販分離といった事業形態の違いに寄らず、横比較が可能となる。
- また、上記の横比較にあたって、過去実績の採録期間として、2016～21年度の数値を用いた。これは、2016年度に小売全面自由化が行われ、現在と同様の競争環境になったことを踏まえ、2016年度以降を採録期間とすることで、経時的な変化を適切に分析することが可能になると考えられるためである。
- なお、前回会合（第39回）で、事業者から、分類③の費目に、送配電部門からの受託業務に伴う費用などが含まれている場合がある旨の説明があったことから、それらの費用を除いた数値で、横比較を行った。

発電部門に関する横比較の結果

- 発電部門に係る分類③の費目のうち、送配電部門からの受託業務に伴う費用を除いた上で、各事業者の「発電電力量当たりの費用」の経年変化を試算した結果は、以下のとおり。

(単位：円/kWh)

発電電力量当たりの費用（分類③）



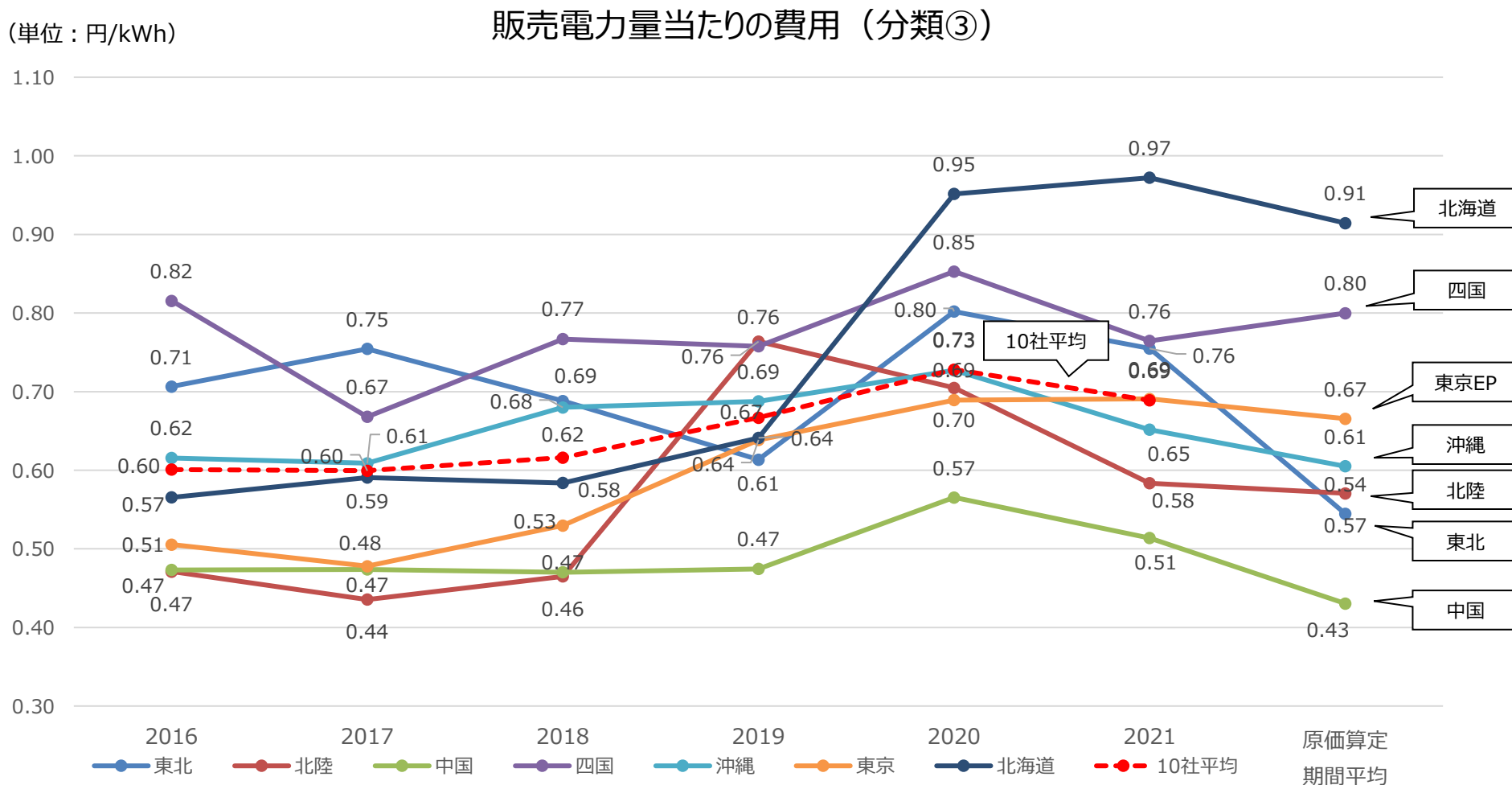
※送配電部門からの受託業務に伴う費用（分社化後）を各事業者から聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

※原価算定期間の発電電力量（自社分、送電端）は再算定後の数値。

※東京電力EP及び中部電力MZを除く8社平均の値は、申請者以外の実績値等を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

販売部門に関する横比較の結果

- **販売部門に係る分類③の費目**のうち、送配電部門からの受託業務に伴う費用を除いた上で、各事業者の「**販売電力量当たりの費用**」の経年変化を試算した結果は、以下のとおり。



※送配電部門からの受託業務に伴う費用（分社化後）を各事業者から聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。
 ※10社平均の値は、申請者以外の実績値等を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

1. 横比較の方法

2. 効率化係数の設定方法

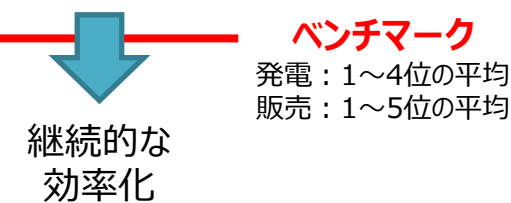
3. 個別の論点




効率化係数の設定の考え方（案）

- 前述のとおり、効率化係数は、「効率化の深掘りの余地」を推定し、査定に用いる係数である。
- 効率化係数の設定にあたっては、まず、以下の視点を踏まえることが考えられる。
 - ① 自社の過去水準と比較して、妥当な水準であるか。
 - ② コスト効率の良い他事業者（ベンチマーク）と比較して、妥当な水準であるか。
- その上で、ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促していくことも重要である。
- 上記の視点を踏まえ、以下の考え方にに基づき、発電部門・販売部門の効率化係数を算定した。
 - ① 自社の過去水準と同等の水準まで効率化を求める。
 - ② ①に加え、費用水準の上位（発電部門については上位1～4位、販売部門については上位1～5位）の平均値をベンチマークとして、激変緩和の観点（50%）も加味しつつ、効率化の深掘りを求める。
 - ③ さらに、2023年1月の経済財政諮問会議で、内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」において、成長実現ケースとして試算したシナリオで、全要素生産性（TFP）の上昇率を年1.4%としていることを参考に、継続的な効率化として年1.4%を求める。
 - ④ ①～③を基に計算した効率化について、原価算定期間（3年間）で達成する。
- なお、今回の効率化係数の算定にあたっては、事業者間で、料金原価への効率化の織り込みの考え方などが異なっているため、公平性・透明性を担保する観点から、各事業者の過去の実績値を用いることで、恣意性を排除することとした。

【参考】効率化係数の設定方法（イメージ）

パターン	①	②	③	④	⑤	⑥
費用水準	今回申請 ↓ 過去6年平均 ↓	今回申請 ↓		過去6年平均 ↓ 今回申請	過去6年平均	
		過去6年平均	今回申請 ↓ 過去6年平均		今回申請	過去6年平均 ↓ 今回申請



-  : 自社の過去水準と同等の水準まで効率化を求める。
-  : ベンチマークまで深掘りを求める。（※激変緩和の観点（50%）も考慮）
-  : ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促す。（※年1.4%）

効率化係数の試算結果（発電部門）

- 発電部門における効率化係数の試算結果は以下のとおり。
- なお、東京電力EPには発電部門が存在しないところ、例えば、相対取引での電源調達において効率化係数を用いて査定する際は、他の6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）の効率化係数の単純平均値を用いることも一案と考えられる。

		北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
今回申請【円/kWh】		6.58	4.00	－	4.36	4.81	5.25	4.73
過去6年平均【円/kWh】		5.45	3.76	－	3.66	3.98	5.67	4.59
ベンチマーク【円/kWh】 (1～4社平均)		3.72	3.72	－	3.72	3.72	3.72	3.72
効率化係数の算定	①過去水準との比較	17.2%	5.9%	－	－	17.3%	－	2.9%
	②ベンチマークとの比較	26.3%	1.0%	－	14.7%	5.3%	29.1%	18.4%
		激変緩和（50%分）	13.1%	0.5%	－	7.3%	2.7%	14.5%
	③継続的な効率化 (年1.4% = 3年で4.2%)	4.2%	4.2%	－	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%
	④①～③の合計	34.6%	10.6%	－	11.5%	24.1%	18.7%	16.3%
効率化係数（3年平均）		23.0%	7.0%	12.9%*	7.7%	16.1%	12.5%	10.9%

※他の6事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国・沖縄）の効率化係数の単純平均値。

効率化係数の試算結果（販売部門）

- 販売部門における効率化係数の試算結果は以下のとおり。

		北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
今回申請【円/kWh】		0.91	0.54	0.67	0.57	0.43	0.80	0.61
過去6年平均【円/kWh】		0.72	0.72	0.59	0.57	0.50	0.77	0.66
ベンチマーク【円/kWh】 (1～5社平均)		0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59
効率化係数の算定	①過去水準との比較	21.5%	－	11.6%	－	－	3.6%	－
	②ベンチマークとの比較	14.4%	－	0.4%	－	－	23.1%	3.2%
	激変緩和（50%分）	7.2%	－	0.2%	－	－	11.6%	1.6%
	③継続的な効率化 (年1.4% = 3年で4.2%)	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%
	④①～③の合計	32.9%	4.2%	15.9%	4.2%	4.2%	19.4%	5.8%
効率化係数（3年平均）		21.9%	2.8%	10.6%	2.8%	2.8%	12.9%	3.9%

1. 横比較の方法

2. 効率化係数の設定方法

3. 個別の論点

論点①：その他の手法に基づく横比較

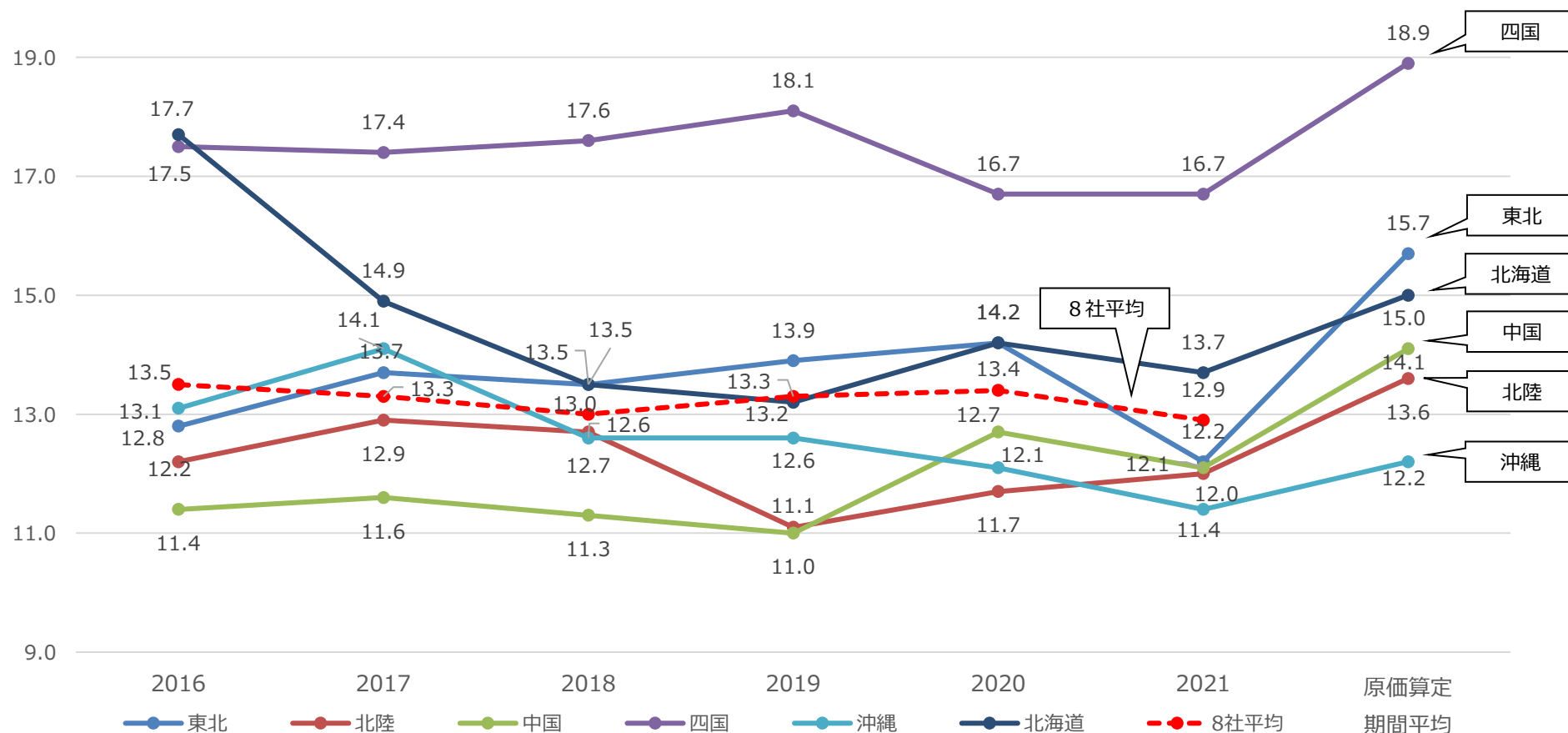
- 前述のとおり、効率化係数の算定にあたって、分類③の費目の総額を基に、発電電力量・販売電力量で除することで、横比較を行った。
- 一方、これまでの御議論においては、認可出力や契約口数など、他の指標を用いることや、分類①・②の費目も含めて横比較を行うことなど、その他の手法についてもご提案があった。
- これを踏まえ、事務局で横比較を行った結果は次ページ以降のとおりである。その上で、事務局で各手法について検討を行ったところ、例えば、以下の課題があると考えられる。
 - ✓ 認可出力を基に比較した場合、認可出力が大きい事業者ほど有利になるため、発電設備の稼働率を高め、効率的に運用している事業者が不利になるというパラドックスが起きる。
 - ✓ 契約口数を基に比較した場合、事業者によって所与のものである需要家の特性（例：圧別の需要家の割合）に大きく左右されるため、公平な比較にならない可能性がある。
 - ✓ 分類②・③を合計して比較した場合、法令等の他律的な要素が強い分類②が含まれることで、事業者の効率化努力を、公平に比較できなくなる可能性がある。
 - ✓ 分類①～③を合計して比較した場合、電気料金のコスト全体を計算することとなるが、市場価格などに左右される燃料費などの占める割合が大きく（約7割）、事業者の効率化努力を、公平に比較できなくなる可能性がある。
- 上記の検討結果に基づき、今回の料金審査では、分類③の費目の総額を基に、発電電力量・販売電力量で除することで、横比較を行うこととしてはどうか。

【参考】発電部門に関する横比較の結果（認可出力ベース）

- **発電部門に係る分類③の費目**のうち、送配電部門からの受託業務に伴う費用を除いた上で、各事業者の「**認可出力当たりの費用**」の経年変化を試算した結果は、以下のとおり。

(単位：千円/kW)

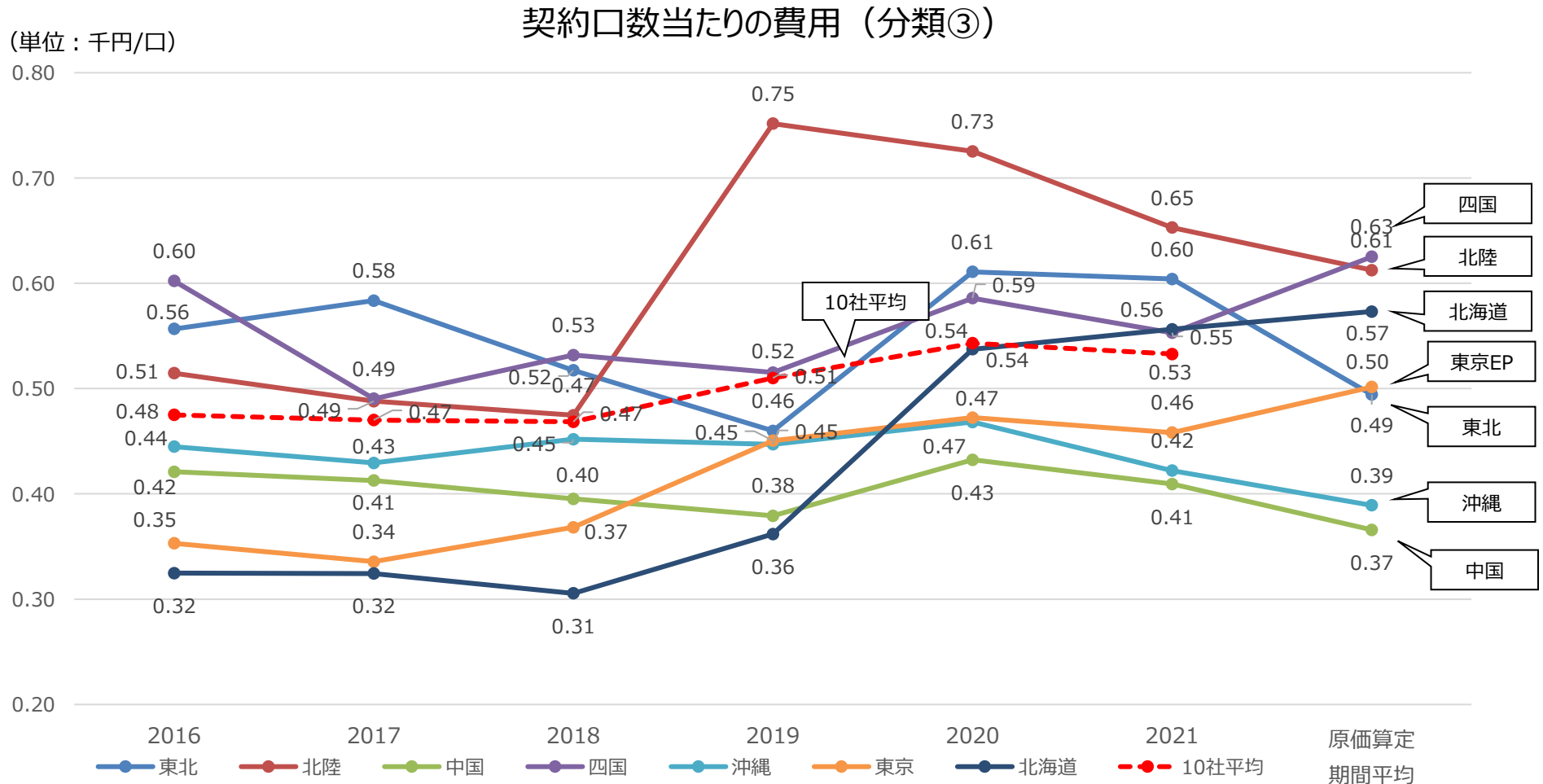
認可出力当たりの費用（分類③）



※送配電部門からの受託業務に伴う費用（分社化後）を各社から聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。
 ※認可出力は、資源エネルギー庁公表の「電力調査統計」から、2016～2021年度は3月の数値、原価算定期間は2022年12月の数値を用いて試算。
 ※東京電力EP及び中部電力MZを除く8社平均の値は、申請者以外の実績値等を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

【参考】販売部門に関する横比較の結果（契約口数ベース）

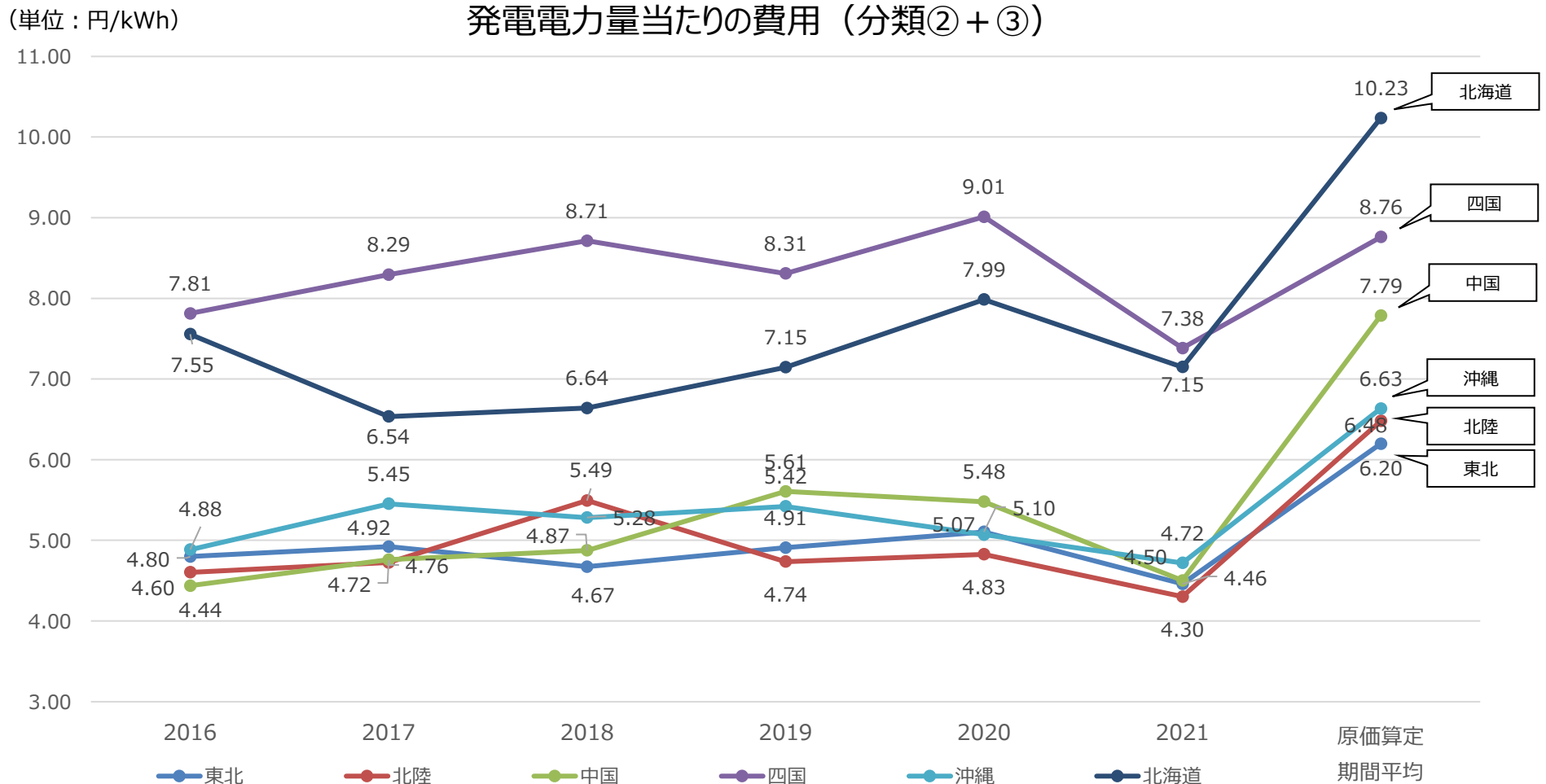
- 販売部門に係る分類③の費目のうち、送配電部門からの受託業務に伴う費用を除いた上で、各事業者の「契約口数当たりの費用」の経年変化を試算した結果は、以下のとおり。



※送配電部門からの受託業務に伴う費用（分社化後）を各社から聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。
 ※10社平均の値は、申請者以外の実績値等を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

【参考】発電部門に関する横比較の結果（分類② + ③）

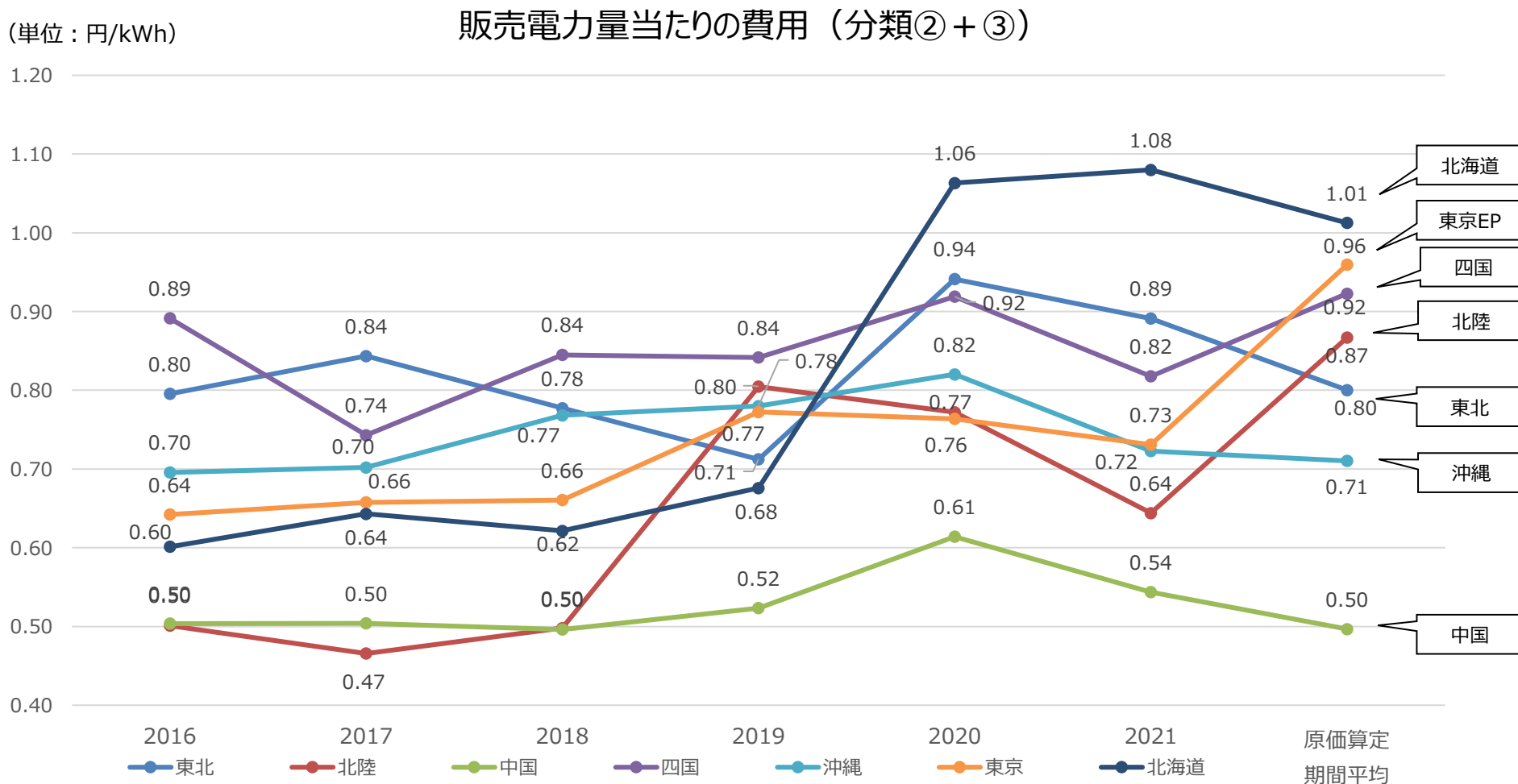
- 発電部門に係る分類②及び③の費目のうち、送配電部門からの受託業務に伴う費用を除いた上で、各事業者の「発電電力量当たりの費用」の経年変化を試算した結果は、以下のとおり。



※分類③は送配電部門からの受託業務に伴う費用（分社化後）を各社から聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。
 ※原価算定期間の発電電力量（自社分、送電端）は再算定後の数値。

【参考】販売部門に関する横比較の結果（分類② + ③）

- 販売部門に係る分類②及び③の費目のうち、送配電部門からの受託業務に伴う費用を除いた上で、各事業者の「販売電力量当たりの費用」の経年変化を試算した結果は、以下のとおり。



※分類③は送配電部門からの受託業務に伴う費用（分社化後）を各社から聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

【参考】料金原価に占める分類①～③の費用の割合

- 料金原価に占める分類①～③の費用の割合は以下のとおりであり、発電部門の分類①の費用（燃料費など）が全体の約7割を占める。

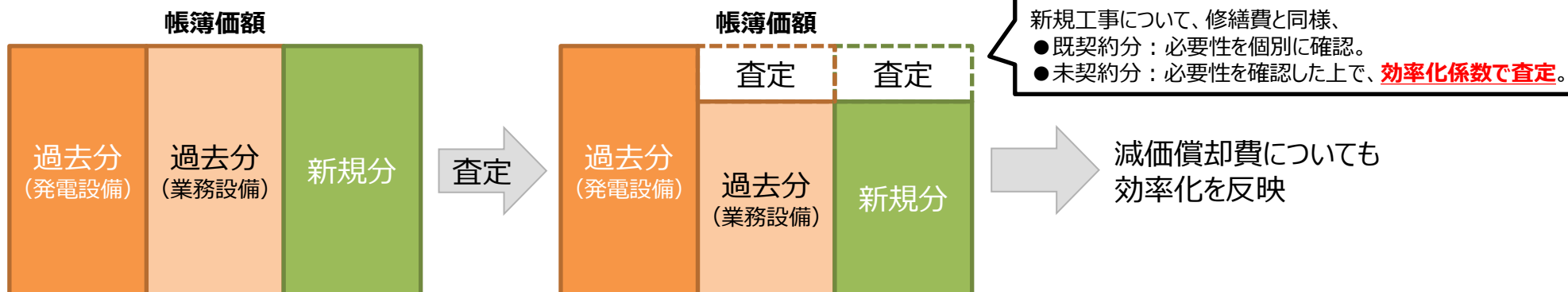
部門	分類	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
発電部門	①	4,115億円 (65.7%)	11,778億円 (72.5%)	—	3,968億円 (68.4%)	8,118億円 (74.3%)	3,063億円 (63.5%)	1,319億円 (78.3%)
	②	698億円 (11.2%)	1,443億円 (8.9%)	—	544億円 (9.4%)	1,032億円 (9.4%)	674億円 (14.0%)	95億円 (5.6%)
	③	1,314億円 (21.0%)	2,639億円 (16.2%)	—	1,169億円 (20.1%)	1,771億円 (16.2%)	1,028億円 (21.3%)	235億円 (14.0%)
	②+③	2,013億円 (32.2%)	4,081億円 (25.1%)	—	1,713億円 (29.5%)	2,803億円 (25.7%)	1,701億円 (35.3%)	330億円 (19.6%)
	①+②+③	6,128億円 (97.9%)	15,859億円 (97.6%)	—	5,681億円 (97.9%)	10,921億円 (100.0%)	4,765億円 (98.8%)	1,649億円 (97.9%)
販売部門	②	24億円 (0.4%)	176億円 (1.1%)	559億円 (1.2%)	77億円 (1.3%)	31億円 (0.3%)	35億円 (0.7%)	6億円 (0.4%)
	③	236億円 (3.8%)	377億円 (2.3%)	1,280億円 (2.7%)	157億円 (2.7%)	254億円 (2.3%)	212億円 (4.4%)	37億円 (2.2%)
	②+③	259億円 (4.1%)	553億円 (3.4%)	1,839億円 (3.9%)	234億円 (4.0%)	286億円 (2.6%)	247億円 (5.1%)	43億円 (2.6%)
控除収益		▲127億円 (▲2.0%)	▲161億円 (▲1.0%)	▲62億円 (▲0.1%)	▲113億円 (▲1.9%)	▲282億円 (▲2.6%)	▲188億円 (▲3.9%)	▲8億円 (▲0.5%)
総原価※		6,260億円	16,252億円	46,804億円	5,802億円	10,924億円	4,823億円	1,684億円

※ 直近の燃料価格などを踏まえた補正後の数値。送配電関連費を除く。

論点②：減価償却費への効率化係数の適用

- 減価償却費は、主に過去の設備投資に伴う費用であるとともに、法令によって償却方法が定められており、将来の期間において効率化する余地が限られるものである。
- その上で、下図のとおり、**原価算定期間に新規工事を行い、帳簿価額が増加するもの**については、修繕費と同様に、**効率化係数を用いて査定**し、減価償却費の効率化を求めることとする。
- また、**過去に設置された設備に係る減価償却費**について、レベニューキャップでは、減価償却費を制御不能費用として位置づけることの是非に関し、御議論があったところ。
- その際、関西電力送配電から申出のあった取組は、通信設備を子会社に移管することで、設備投資の抑制や保守要員の効率化を実現し、制御不能費用を削減したものである。
- このような取組は、全ての設備で実現可能なものではないものの、**業務設備については**、例えば、支店などの統合や、業務システムの簡素化などを通じて、**過去の設備投資であっても、効率化にに取り組む余地**があると考えられる。そのため、**業務設備については、過去の設備投資に伴う減価償却費についても、効率化係数の対象**とし、効率化を促すこととしてはどうか。

「効率化係数」と減価償却費との関係



13. 減価償却費に係る指摘

- 第22回及び第23回会合において、委員から、OPEXの統計査定結果に対する関西電力送配電からの申出内容（子会社への通信設備移管による減価償却費等の減少を踏まえた、OPEXの再検証の求め）を踏まえ、効率化の観点から、移管可能な資産があることを念頭においた上で、現行制度において制御不能費用に区分されている既存減価償却費の位置づけなどを今後検討していくべきとの指摘があった。

第22回料金制度専門会合 (松村委員)

そのときにぜひ考えていただきたいのは、減価償却費は制御不能費用と位置づけることについて、私は、かなり早い段階でというか、それこそ予備的な、これで良いと決まる前の段階で懸念を申し上げました。今回、新たに全く別の視点で、減価償却費自体もある意味で、行動によって変わる面があることを、関西電力からかなり明らかに言っていただいたことだと思います。本来なら外に出したほうがいい不必要な資産をスリム化しないことによって、コストが増えていることがあり得ることを具体的な事例で示していただいた。それはとても重要なことだということであれば、第2規制期間には、もう一度、減価償却費は本当に制御不能費用と位置づけていいのかという点をぜひ御議論いただきたい。

第23回料金制度専門会合 (松村委員)

・今回のことで確実に明らかになったのは、減価償却費は普通に考えれば変えようがないという議論に対して、資産を、例えば子会社で仮になかったとしても、他の会社に売却し、それを必要なものであるからリースバックする、そういう格好で、ひょっとしたら効率化できるかもしれないという具体的な事例を関西電力から出していただいたことだと思います。これは他のあらゆる資産についても同じことが言える。それは外に出すのが正しいと言っているわけではなく、外に出せば必ず効率化するというわけではなく、外に出してもニュートラルになるか、あるいはコストがむしろ上がってしまうケースは非常に多くあるので、だからそういうことは、コスト削減の観点から、しないと意思決定をするのが合理的だと思います。しかしそういう意味では、コストは全く変えられないものではないことが、これ以上ないほど明らかに示されたことだと思います。

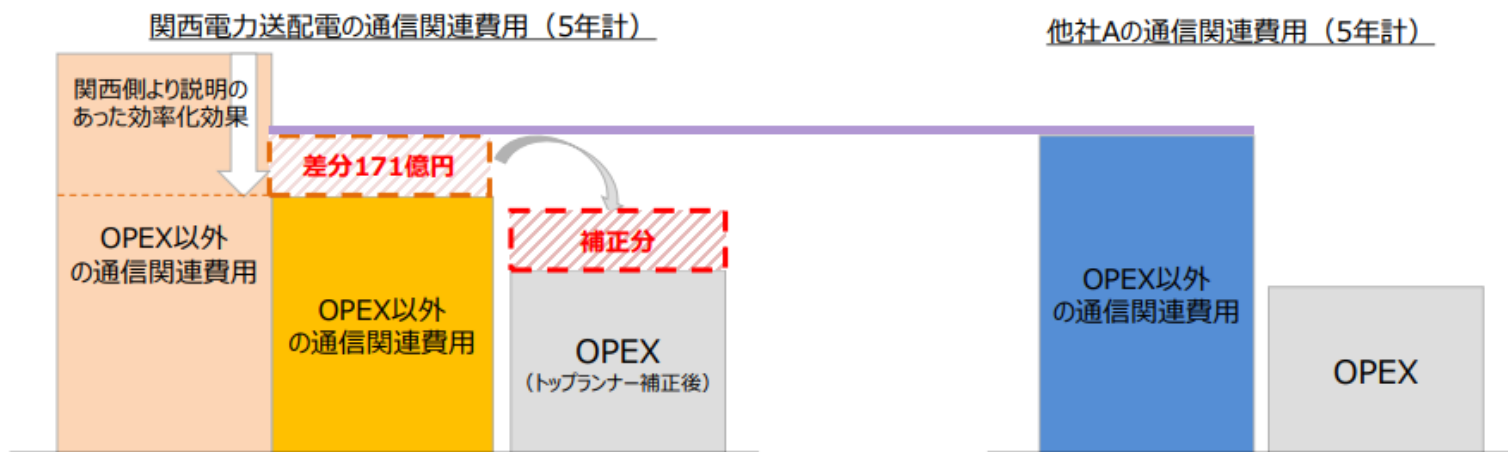
・にもかかわらず、もしこれを第2規制期間にも制御不能費用と位置づけ続けることがあったとして、もしそんなことになったとして、今回だけは補正するのは一体どういう発想なのかということが問われることになると思います。もし今回このような補正をしているのにもかかわらず、第2規制期間において、基本的に検討はしたけど見直しはしないという結論になったとするならば、凸凹があるところの凹のところは埋めてあげるけれども、凸のところについてはそのまま放置して、基本的に事業者都合のいい改定だけすると消費者に誤認されてしまうかもしれないという点をとても恐れています。

・第2規制期間については、ここで今コミットすることはとても難しいことは十分分かっていますが、しかし少なくとも通信回りに関しては、これだけ大きな問題が、次の議題のところでもそのようなのですが、いろいろな形で出てきて、とても不透明になっていることからすれば、少なくとも最小でも通信回りのところは減価償却費も含めて全部別建てでくり出し、ここで比較するのが最小の対応だと思います。もちろんやり方としては、減価償却費は全体として制御不能費用としてはみないというやり方もあり得るし、逆に原則としては制御不能費用だけれども、今回明らかになったようなところを中心に問題が発生しうるところは別建てにすることもあり得る。

【参考】レベニューキャップにおける御議論②

関西電力送配電からの申出の妥当性について

- 関西電力送配電においては、2019年4月に子会社へ通信設備を移管したことに伴い、参照期間における制御不能費用（減価償却費及び賃借料）が減少していることが確認されているところ。
- 一方で、通信設備の子会社への移管後であっても、関西電力送配電が現在も通信設備の一部（光端局やメタルケーブルなど）を自社所有していることから、これら設備に係る減価償却費、修繕費及び賃借料を規制期間において計上していることを確認した。
- こうした状況を踏まえ、関西電力送配電が子会社に支払う通信サービス利用料（諸費・委託費）と、上記の自社所有の通信設備に係る費用の合計を事業規模が同程度の他社の同種の設備に係る通信関連費用との水準を比較した。
- その結果、両社ともに自社所有の設備を（通信事業に係る共架料含む）グループ会社へ貸し出しており、電気事業雑収益に計上されていたことから、その雑益分を控除して比較したところ、OPEX以外（CAPEX、制御不能費用等）の削減効果（171億円（5年計））は認められたことから、この分について、トップランナー補正後額に加えた上で、効率化係数後の査定額とすることとしてはどうか。

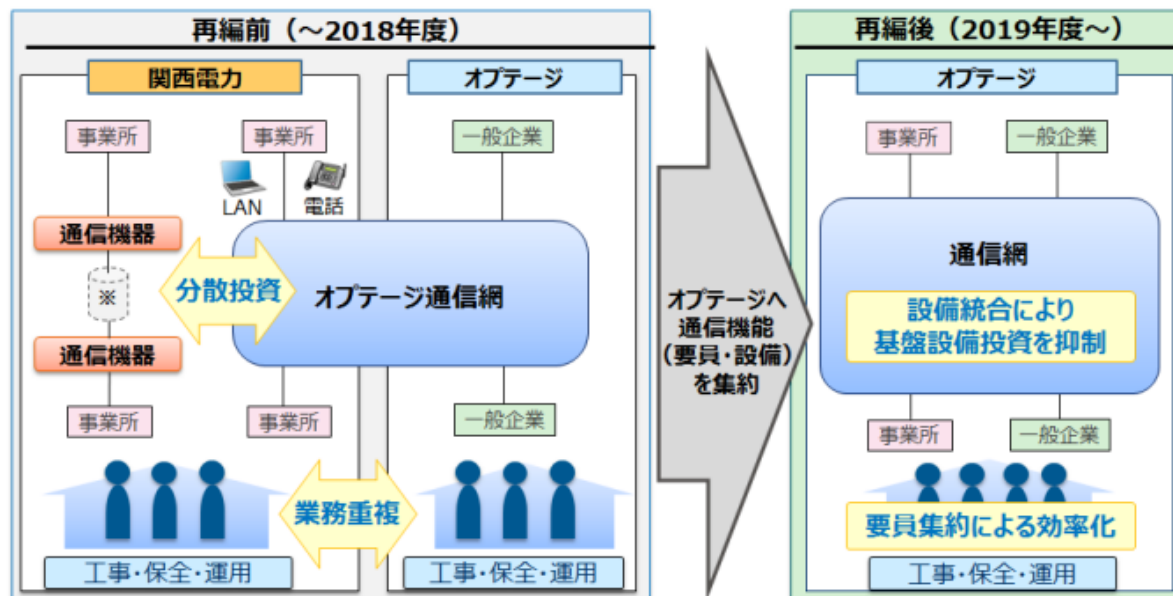


【参考】レベニューキャップにおける御議論③

(参考) 通信設備移管 (2019年度～) の目的

関西電力送配電提出資料

- 2019年4月、関西電力は新たなグループ経営体制構築の一環として、機能強化と業務運営の効率性向上を目指し、関西電力100%子会社である(株)ケイ・オプティコム(現(株)オプテージ)に通信サービス提供機能を統合する組織再編を実施しました。
- 組織再編の目的は、関西電力とオプテージの双方で構築している通信基盤の統合により、設備投資抑制ならびに保守要員効率化を実現し、送配電事業等の中長期的な通信コスト低減を図ったものです。



契約形態

自社通信設備
専用光ファイバを賃借契約 (注)
⇒ 関西電力固有の通信網を保守・運用
(注) 光ファイバは従来よりオプテージが保有。

設備移管

通信サービス利用契約
(設備関連費用相当が内数に含まれる)
⇒ オプテージが当社移管設備を含めて一体的に
保守・運用(関西電力に通信サービスを提供)

【参考】レベニューキャップにおける御議論④

通信設備移管に伴う費用低減効果とOPEXへの追加算入について

関西電力送配電提出資料

- 前述のとおり、2019年度の通信設備移管に伴い、従来は減価償却費・賃借料に計上していた通信設備関連費用は、諸費または委託費として計上・支出することとなりました。
- 下図に、移管前後の通信設備関連費用を前提を揃えて比較するため、**OPEXの諸費・委託費に計上される設備関連費用（減価償却費・賃借料相当、2019から発生）と、制御不能費用に整理される移管対象外の設備関連費用を合算した通信設備関連費用**を示しております。設備移管に伴い、OPEX計上額は増加する一方、制御不能費用は減少する見通しであり、**通信設備関連費用の総額は、参照期間の148億円／年から規制期間は133億円／年と、▲15億円の減少となる見通し**です。
(移管による統合効果で▲1億円、システム更新等による通信サービス契約の切替等で▲14億円)
- 以上のとおり、**通信関連費用全体では減少しており、他の査定区分（制御不能費用）に減少影響を織り込んだ上で見積費用を算定していることから、諸費・委託費としてOPEXに計上されている移管影響額の追加算入をお願いするものです。**

